

奥州市

協働のまちづくり指針

《改訂版》



令和3年3月

奥州市協働まちづくり部

地域づくり推進課

## はじめに

---

地方分権が進み、地方の自立が求められる中、急速な人口減少、高齢化に加え、在住外国人が着実に増加している状況下において、市財政を取り巻く環境は厳しさを増しており、高度化、多様化した市民生活のすべてのニーズに対して、行政の力だけで公平かつきめ細かな公共サービスを提供することが困難な状況にあります。

一方、従来から地域づくりを担ってきた地区振興会などの地域づくり活動団体に加え、地域課題の解決に向け積極的に市民公益活動に取り組む特定非営利活動法人（NPO法人）や事業者などの市民公益活動団体も増加していますが、これらの団体は、大きな潜在能力と可能性を持つ「協働の担い手」として期待されています。

特にも、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震と、2度にわたる震災を経験した本市にとっては、協働の大切さを再認識したところであり、この震災復興の原動力となった協働の精神を決して忘れてはいけません。

また、令和2年に入り、新型コロナウイルス感染症が世界的に急拡大し、協働の担い手らが地域づくり活動や市民公益活動を行いたくても行えない状況となっていますが、コロナ禍に負けない強靱かつ柔軟な協働の精神でもって、その歩みを止めることなく進めていかなければなりません。

このような中において、行政の役割は、自己改革を進めるとともに、市民の皆さんや協働の担い手が実践する地域課題を解決するための取組みを下支えする協働推進施策を最適化しながら、具体的活動を協働で取組んでいくことにあります。

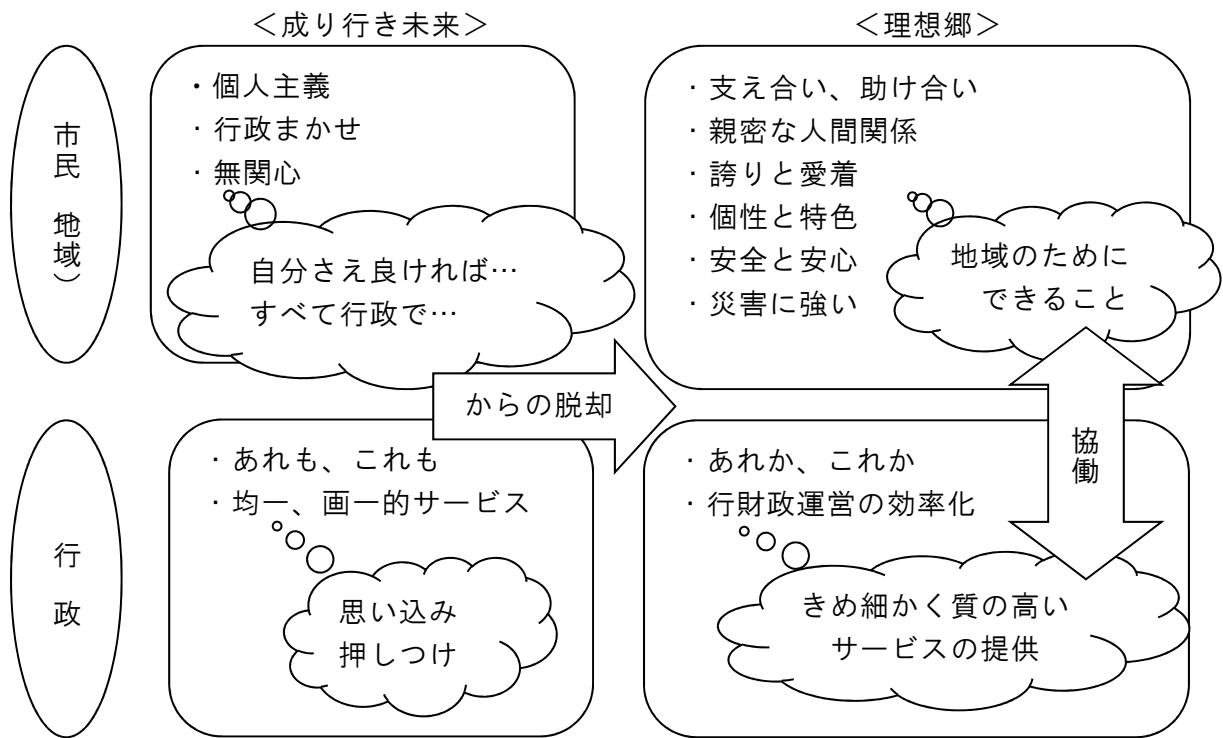
協働によるまちづくりを進めるためには、その基本的な考え方や取組みを明確なものとし、市民の皆さんや協働の担い手と行政が共通認識を図るとともに、一人ひとりが協働の意義を理解して地域課題の解決に当たることが肝要です。そのため、皆が同じ方向に向かって進めるための共通の手引書として、平成24年1月に「協働のまちづくり指針」を「協働の第1ステージ」と位置づけて策定し、協働の担い手は、この指針に基づく市の協働推進施策を活用しながら、協働を進めるためのトレーニングを積んできました。

また、平成28年以降の取組みを「協働のまちづくり指針〈増補版〉」として、「協働の第2ステージ」に位置づけて平成28年1月に策定し、協働の担い手は増補指針に基づく市の協働推進施策を活用しながら、自治自立を実現するための行動を選択する段階であることの意識醸成を図ってきました。

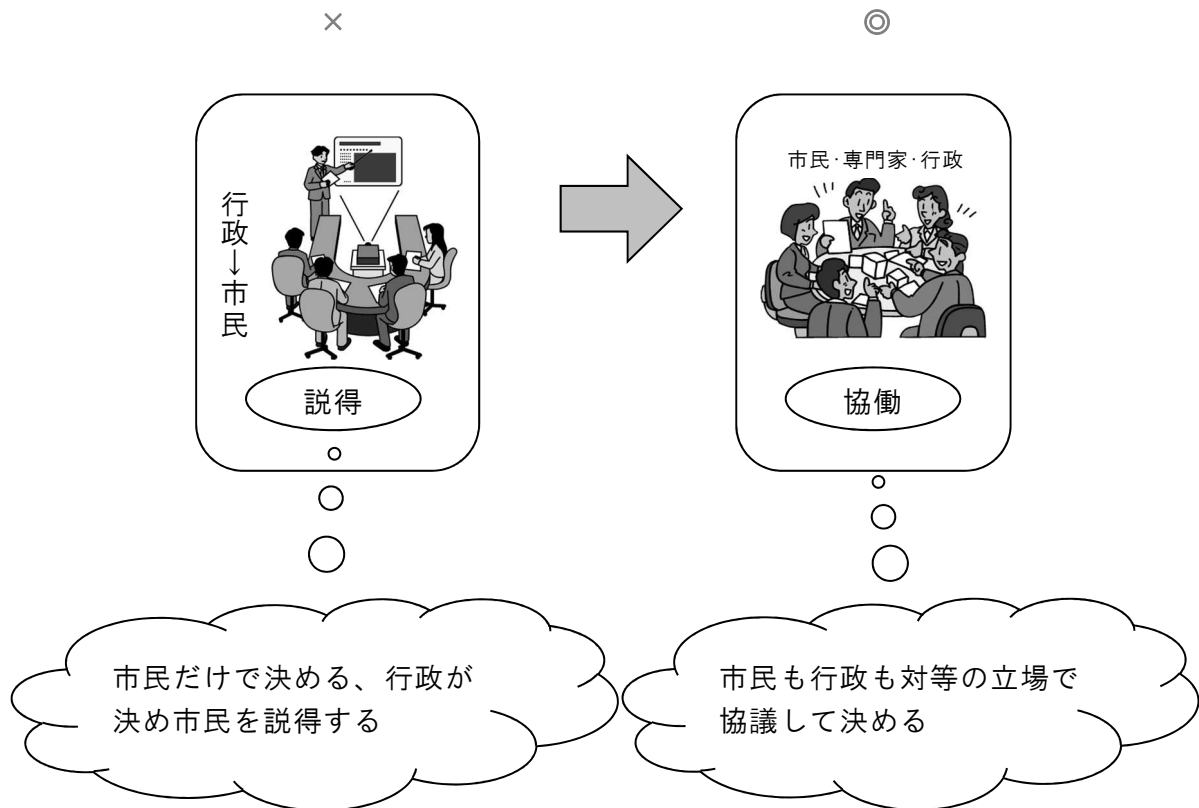
今般、市では、令和3年度以降の協働推進のための取組みを「協働の第3ステージ」と位置づけ、市が行う協働推進施策を総合的に改訂し、その内容を「協働のまちづくり指針〈改訂版〉」に掲載しました。掲載した協働推進施策を活用しながら、協働の担い手が行う公益活動が、組織の垣根を越えて『つながる』ことを意識した活動となり、さらには、自立的、主体的、計画的、持続的な活動となるよう、本指針が有効に活用するように啓発してまいります。

協働は目的ではなく手段です。私たちの奥州市をさらに住みよい暮らしやすいまちにしていくために、市民の皆さんが積極的に市政に参画し、協働によるまちづくりを進め、「自治と協働のまち」を創造していきましょう。

◇ めざすべき将来像（一人ひとりが幸せを実感できるまち）



◇ 市民参画の段階



## ◇ 協働の樹



- ◇協働の樹には、大地にしっかりと張った根っこ（協働の担い手）があります。
- ◇協働の樹には、年輪（つながる）を重ねた太い幹があります。
- ◇協働の樹には、幾重にも広がる枝（多分野にわたる活動）があります。
- ◇協働の樹には、大小色とりどりの果実（成果）が実ります。
- ◇協働の樹は、強風（災害など）でも倒れません。
- ◇共通の目的（幸せを実感できるまち）に向かって伸びる「協働の樹」を育てましょう。

# 目 次

---

## 本 編

I 協働の必要性 ～なぜ「協働」が必要なのですか？～	1
1 当市を取り巻く状況	1
2 協働による効果	1
II 協働の定義 ～「協働」って何ですか？～	3
1 協働とは	3
2 協働の担い手と期待される役割	3
III 協働の原則 ～「協働」にはルールがありますか？～	5
1 目的・目標の共有	5
2 相互理解	5
3 対等な関係	5
4 責任と役割分担	5
5 公開性・透明性	5
6 相互評価	5
IV 協働のかたち ～どんな手法がありますか？～	6
1 協働の領域	6
2 協働の形態	7
3 協働に適した分野	9

## 施策編

I 協働の推進 ～どう取組んでいきますか？～	11
1 これまでの取組みの成果と課題	11
(1) 地域づくり活動の推進	11
(2) 市民公益活動の推進	12
(3) 協働推進体制の整備	12
2 これからの取組み	13
(1) この指針が目指す姿	13
(2) 目指す姿に『つながる』ための市の取組み（協働推進施策）	15
(3) 市の取組みの具体的内容	16
① 多様な主体間の協働推進	16
② 地域づくり活動の推進	17
③ 市民公益活動の推進	18
④ 協働推進体制の整備	18
II 協働のまちづくり指針<<改訂版>>の取扱い	19

# 本 編

## I 協働の必要性 ～なぜ「協働」が必要なのですか？～

### 1 当市を取り巻く状況

#### (1) 地方分権の進展

国と地方自治体との関係を見直そうとする地方分権改革では、市民により身近な自治体が、市民の意見を取り入れながら地域の実情に合った政策や事業を決定できるようになってきており、そのための条件整備が各方面で進められています。

当市においても、自己決定と自己責任の原則により、簡素で効率的な行政運営に取組み、地域特性に応じたまちづくりを進めることが求められています。

特に、政策立案や具体的な事業実施について、これまで以上に市民の知恵やアイデアを幅広く生かしていくことが必要です。

#### (2) 市民ニーズの高度化・多様化

夫婦共働き世帯と在住外国人の増加や、人口減少と少子高齢化の急激な進行など、今日の社会情勢は大きく変化しています。

当市においても、こうした変化に伴い、従来は個人（家庭）で解決してきた課題が解決しにくい環境となったこと、個人の課題ではなく社会の課題として顕在化したことに加え、新たに解決が困難な課題も増加してきたことにより、行政に対する市民ニーズの高度化・多様化も進み、行政の守備範囲が拡大しています。

このような中で、市民が当市に住んで良かったと実感できるまちとなるためには、市民一人ひとりが市政に積極的に参画し、それぞれの特性や長所を生かしながら、力を合わせてまちづくりを進めていくことが必要です。

#### (3) 行財政改革への対応

長期にわたる景気の低迷、地方財政改革による地方財源の減少、さらには多額の起債償還により、当市の行財政運営は非常に厳しい状況にあり、「財政健全化」の旗印のもと、行政運営のスリム化と事務事業の見直しに取り組んでいます。

今後も厳しい財政状況が続く中であって、公平で均一的なサービスが求められる行政の力だけでは、高度化・多様化するニーズの全てに応えることが困難になってきています。

このため、「公共サービスは行政が担うもの」といった従来の固定的な考え方を見直し、行政から一方的にサービスを提供するというのではなく、市民と行政が役割を分担しながら公益性を増進していくという仕組みづくりと実践が必要です。

### 2 協働による効果

#### (1) 地域づくり活動・市民公益活動への主体的な参画

市民が主体的に地域づくり活動・市民公益活動に参画できる場が拡大し、市民がより良い地域づくりを目指して自発的に地域課題にかかわることで、自治意識が高まるとともに一人ひとりの自己実現の機会が増えていきます。

#### (2) 市民ニーズへの効果的な対応

地域で活動するさまざまな団体が、その特性を生かして公共的なサービスの新た

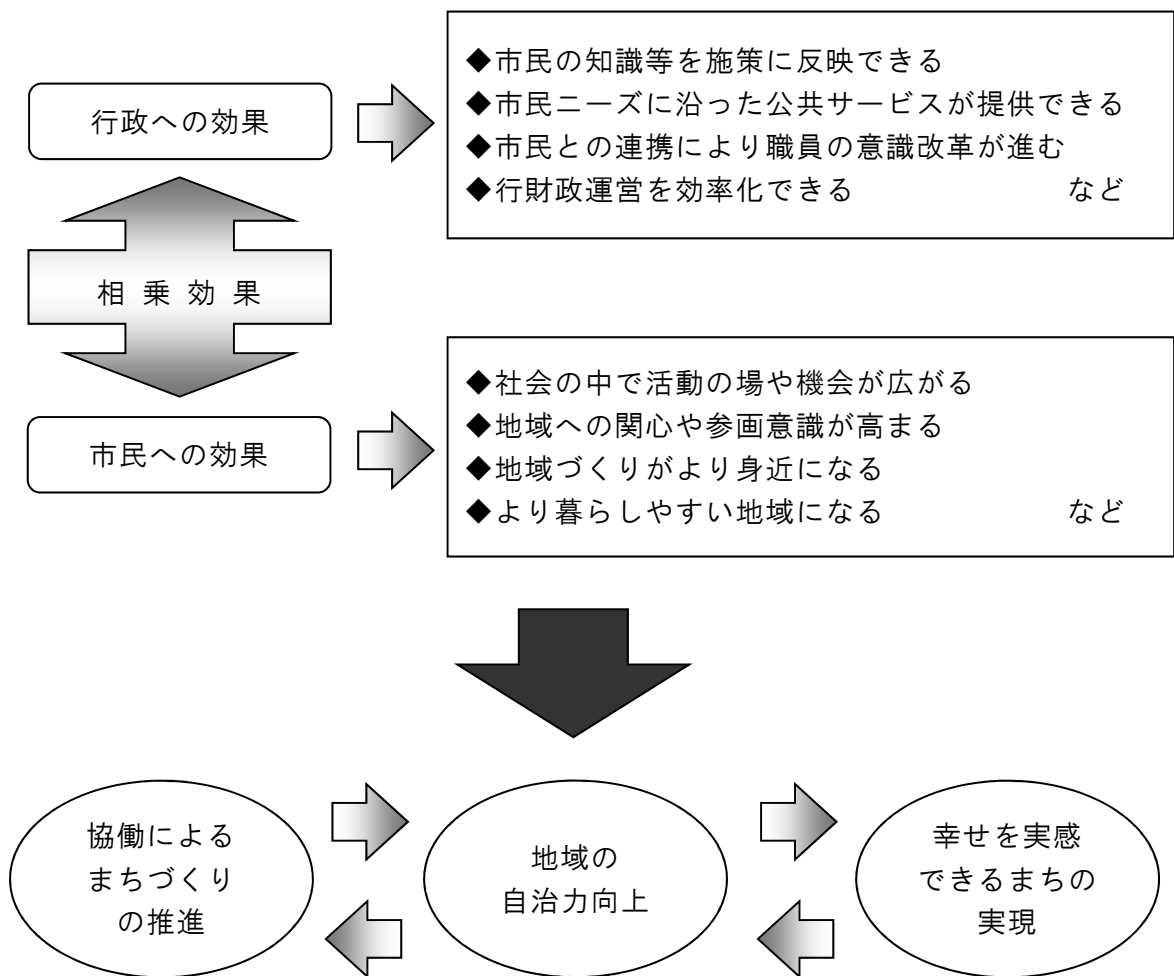
な協働の担い手となることにより、高度化・多様化する市民ニーズや個人では解決できない課題に対し、きめ細かく質の高いサービスを提供することが可能となります。

また、市民自らがサービスの担い手となることによって潜在的なニーズや地域課題が発掘され、必要とされる公共サービスの創出や問題解決に結びつきます。

### (3) 地域における自治力の向上

地域づくり活動や市民公益活動が活発になり、活動を通じて人と人とのつながりが強まるとともに、協働の担い手同士の「つながり」、ネットワークが広がっていきます。

こうした動きが地域に根ざしていくことで、地域コミュニティが生まれ、地域全体として総合力が向上していきます。



## II 協働の定義 ～「協働」って何ですか？～

### 1 協働とは

「協働」とは、市民がまちづくりの主体となる「住民自治」を実現するための方法の一つですが、協働という言葉の解釈は幅広く、統一されたものではないため、協働を担う主体、相手方となる対象、実施するための手法は自治体によってそれぞれ異なっています。

当市では、奥州市自治基本条例で、「各主体（市民、事業者、議会及び市（行政）といった当市に関わる全ての団体及び個人）が、互いの自主性を尊重しつつ、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で相互に補完し、協力すること」と定義しています。

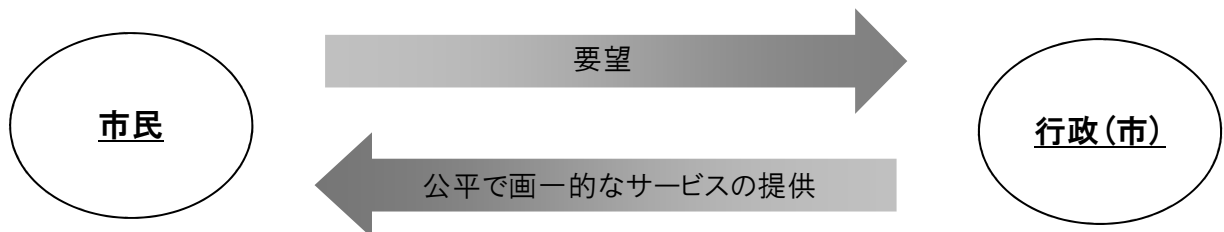
### 2 協働の担い手と期待される役割

当市における協働の担い手は、市内において公共的な地域づくり活動や社会一般の利益に資する自立的、主体的、計画的、持続的な非営利活動（以下「市民公益活動」という。）を行う団体又は法人とします。

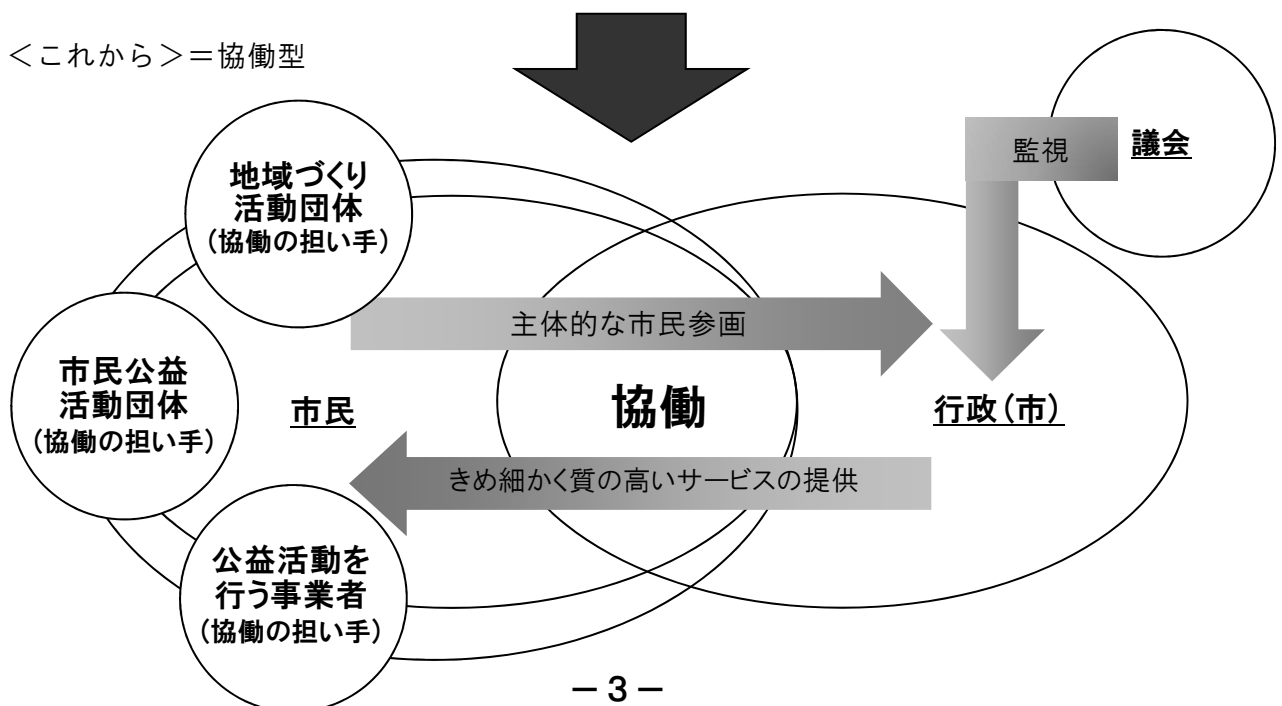
具体的には、自治会・町内会、地区振興会などの地域づくり活動団体、特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア団体をはじめとする市民公益活動団体、公益活動を実践する事業者があげられます。

【協働のイメージ図】

<これまで> = 行政主導型



<これから> = 協働型





また、市民は、サービスの受け手であるだけでなく、行政と協働しながらサービスの提供やまちづくりの担い手として主体的に活動し、それぞれが自分たちの役割は何かを認識することが大切です。

#### **(1) 個人の役割**

一市民として地域に関心を持ち、地区振興会や自治会・町内会など地域の活動に積極的に参画することが大切です。また、自分の持つ知識や能力を市民公益活動に生かすことが大切です。

#### **(2) 地域づくり活動団体の役割**

地区振興会や自治会・町内会などの地域づくり活動団体は、市民の一番身近な生活の場として、防災、防犯、福祉、環境、教育など、日常のあらゆる分野において、個人では解決が困難な課題に対して助け合いの精神を発揮し、地域の取組みの中で解決が図られる地域づくりに努めることが大切です。

#### **(3) 市民公益活動団体の役割**

NPO法人やボランティア団体などの市民公益活動団体は、その社会的使命や活動内容を積極的に発信しながら、市民に生きがいや活動の場を広く提供したり、他の協働の担い手との「つながり」やネットワークづくりに努めたりするなど、自分たちの持っている専門的知識や情報、ノウハウを様々な機会に活用することが大切です。

#### **(4) 事業者の役割**

事業者や経済団体、協同組合などの民間組織にあっても、地域社会を構成する一員として専門的な知識や技術を地域社会に還元するなど、社会貢献活動を通して協働によるまちづくりに積極的に参画していくことが大切です。

#### **(5) 行政の役割**

協働によるまちづくりを推進するため、市民と行政職員への協働に関する意識の醸成に努めるとともに、協働の担い手が地域課題の解決に向けた取組みや地域づくり活動、市民公益活動をしやすい環境の整備（協働推進施策の実践）に努めることが大切です。

なお、協働推進施策のこれまでの取組みの成果と課題、これからの取組みなどについては、「施策編」において述べます。

### Ⅲ 協働の原則 ～「協働」にはルールがありますか？～

#### 1 目的・目標の共有

協働を行うときには、何のために協働するのかという「目的」と、いつまでにどれだけの成果を上げればよいのかという「目標」をお互いに一致させ、共有することが大切です。

#### 2 相互理解

協働を行うときには、お互いの立場や特性を理解し合い、信頼関係で結ばれていることが重要です。そのためには、合意に至るまでの過程が大切であり、お互いの情報を共有するとともに、積極的に話し合いの場を持つことが必要です。

#### 3 対等な関係

協働を行うときには、上下の関係ではなく、対等な立場であることを常に心がけ、行政の下請けとならないよう、また、行政も一方的に市民の言いなりにならないようお互いの長所で短所を補うことが大切です。

#### 4 責任と役割分担

協働を行うときには、どちらか一方だけが取組めば実現するわけではなく、「市民だからできること」、「行政だからできること」を明確に分担し、あらかじめ合意形成を図った上で進めていくことが大切です。

#### 5 公開性・透明性

協働を行うときには、常にお互いの情報を公開し、共有し、その取組み内容の透明性を高めることにより、その後の市民参画につなげ、協働についての社会的な理解を深めることが大切です。

#### 6 相互評価

協働を行った後には、お互いがそれぞれの目線で導入から成果について評価し、課題や改善策について話し合いを行い、次の新たな活動や事業に生かしていくことが大切です。

#### IV 協働のかたち ～どんな手法がありますか？～

##### 1 協働の領域

市民と行政が協働の良きパートナーとして、まちづくりを進めていくには、まず、お互いが十分に理解し合い、役割を明確にするなど一定のルールの中で目的や目標を共有し、取組むことが必要です。

市民と行政が協働によるまちづくりを行う場合、市民の領域と行政の領域が重なり合う領域が出てきます。

この領域が、市民と行政が目的や目標を共有し、協働しやすい領域となり、下記の4つの類型が考えられます。

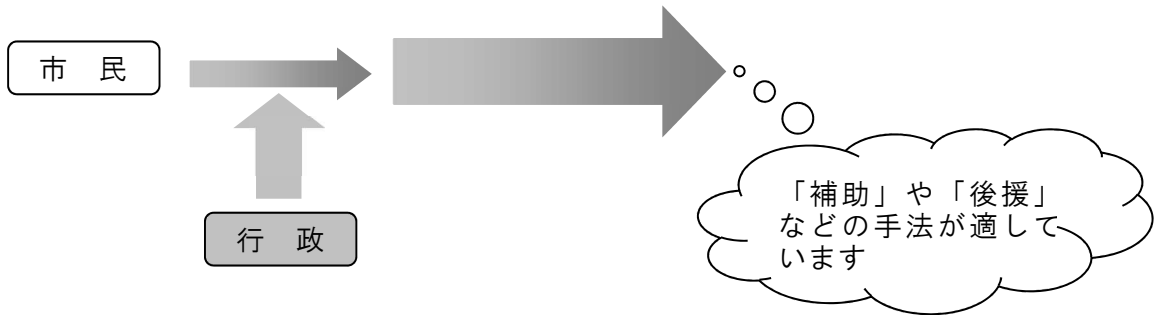
##### 【領域】

市民活動の領域	協働の領域			行政活動の領域
A：市民単独 市民が責任を持って単独で行う活動	B：市民主導 市民主導のもと行政の協力を得て行う活動	C：対等 市民と行政が補完し、協力し合って行う活動	D：行政主導 行政主導のもと市民の協力を得て行う活動	E：行政単独 行政が責任を持って単独で行う活動
← ← 低い ← ← 行政の関わりの度合い → → 高い → →				

##### 【類型】

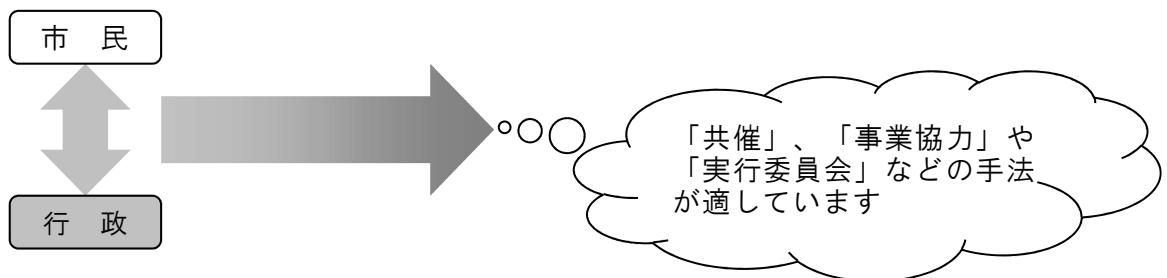
##### (1) 市民主導（行政協力）型

市民が先行して取組む事業・活動に、行政が協力するかたちです。この場合は、市民の自発性が高く、共感が得られやすくなります。



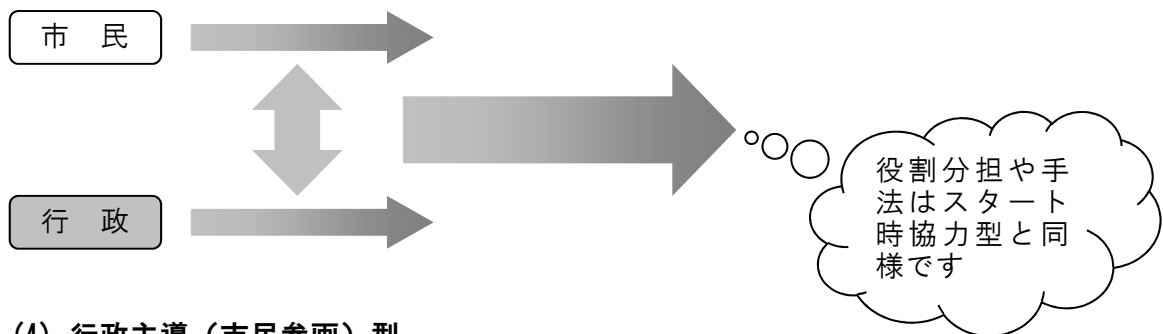
##### (2) 対等（スタート時協力）型

協働を始める前に、目的や考え方、進め方について相互に共有した上で、スタートするかたちです。



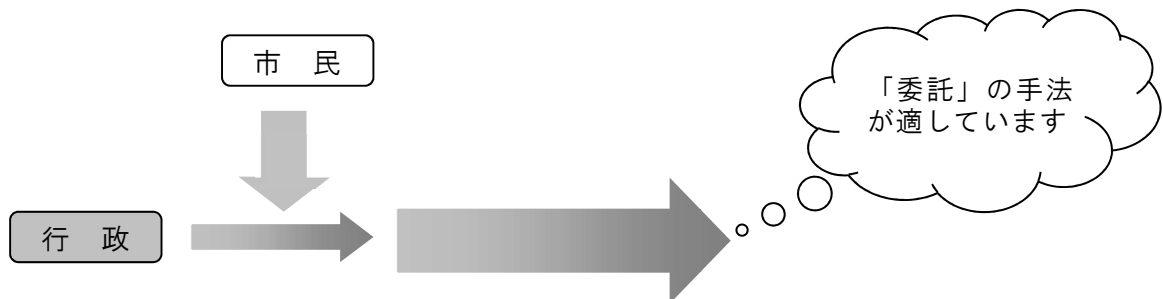
### (3) 対等（相互単独から協力）型

それぞれが単独で開始した事業・活動について、目的や考え方、進め方などについて共有して進めるかたちです。



### (4) 行政主導（市民参画）型

行政が概要を決定し、参画を呼びかけるかたちです。この場合は、市民の自発性や意思決定への関与が制限されることがあります。



※イメージ図は、仙台市「仙台協働本」の図を一部加工

## 2 協働の形態

協働には、さまざまな形態（手法）があります。協働のパートナーに求める事項や費用対効果の比較等を検討しながら、事業の波及効果や相乗効果がより高い手法を選びます。主な手法は、次のとおりです。

### (1) 共催

共催とは、複数のパートナーが、ともに主催者となり事業を行う手法です。

お互いの知識、経験、能力や人的ネットワーク、資源を持ち寄ることで、単独で実施するよりも大きな効果が期待できます。

【事例】多文化共生推進講演会などの講演会や研修会、セミナー、イベントなど

### (2) 事業協力

事業協力とは、パートナーのいずれかが事業主体となり、お互いに目標や役割分担などを取り決め、協力して事業を行う手法です。

お互いの特性や得意分野を生かし発揮することで、より大きな効果を得ることが期待できます。

【事例】万年の森植樹事業等など各種イベントや地域美化活動、地域防犯活動、教育振興事業など

### (3) 実行委員会等

実行委員会等とは、複数のパートナーが構成員となって新たな組織をつくり、そこが主催者となってイベントなどを実施する手法です。

事業の企画段階から相互理解が深まり、お互いの信頼関係を築きやすく、規模の大きな事業の実施に効果が期待できます。

【事例】姉妹都市交流、成人式、きらめきマラソン大会の実行委員会など

### (4) 補助

補助とは、活動資金に課題を抱えるパートナーに対して、他のパートナーが財政的な支援をする手法です。

円滑な事業展開が期待できますが、立場の違いから対等性を失いやすいので注意が必要です。

【事例】市民提案型協働支援事業、コミュニティ助成事業など

### (5) 企画・計画立案への参画

企画・計画立案への参画とは、パートナーが事業の企画や計画を立案する際に、意見や情報を交換したり、提案を求めたり、ともに企画や計画を立案する手法です。市民の意見が反映され、市民ニーズにより適した事業の実施が期待できます。

【事例】総合計画審議会等の各種審議会、協議会、パブリック・コメント、ワークショップなど

### (6) 後援

後援とは、主催者が実施する事業に対して、他のパートナーが事業の趣旨に賛同し、開催を支援する手法です。

複数のパートナーが後援することで、事業の信用性を増す効果が期待できます。

【事例】協働の担い手が主催する事業に、奥州市や奥州市教育委員会などが後援するもの

### (7) 委託

委託とは、事業主体にはない優れた特性を持つパートナーに契約をもって事業の全部又は一部を委ねる手法です。

委託を受けた主体の専門性、先駆性、柔軟性を生かすことで、より良いサービスや成果が期待できます。

【事例】外国人生活支援事業等の事業実施委託、公共施設管理事業等の管理委託など

### (8) 指定管理者制度

指定管理者制度とは、議会の議決を経て市が指定した民間事業者等（指定管理者）に、公の施設の管理を委ねることができる制度です。

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理・運営に民間の能力を活用し、住民サービスの向上や管理の効率化等を図ることを目的としています。

【事例】地域交流館指定管理事業、地区センター指定管理事業など

### **(9) 情報提供・情報交換**

情報提供・情報交換とは、パートナー同士が、それぞれ持っている情報を提供し合い、情報の共有化を図る手法です。

地域課題の発掘や市民ニーズの把握など、情報の収集が効率的に行われることが期待できます。

【事例】協働の提案テーブル、市政懇談会等の各種意見交換会など

## **3 協働に適した分野**

市民と行政との協働にふさわしい分野としては、次のようなものがあります。

こうした分野の事業を通して経験を積み重ねていくことで、活動の幅が広がり、得られる効果も大きくなると考えられます。

### **(1) きめ細かく柔軟な対応が必要な分野**

高度化、多様化した個別のニーズに対応するためには、行政に求められている広く画一的なサービスの提供よりも、市民との協働による効果が期待できる事業といえます。

【事例】子育て支援事業、高齢者介護支援事業、障がい者支援事業、公共施設の管理運営事業など

### **(2) 地域との密接な連携が必要な分野**

地域の特性を踏まえた事業や地域に根ざした事業は、地域のことを一番良く知る市民と協働することで、より地域課題に的確に応えることができます。

【事例】地域防犯、防災事業、交通安全対策事業、青少年健全育成事業、ごみ減量化事業、道路維持管理事業、福祉除雪事業、教育振興運動事業、地域活性化事業など

### **(3) 専門性が求められる分野**

特定の分野に関する実践的な知識や蓄積されたネットワークを活用して、事業の企画立案段階から参画を求めることで、より効果的な施策の展開が期待できます。

【事例】芸術・文化・スポーツ普及推進事業、健康づくり事業、外国語ボランティア事業、男女共同参画推進事業など

### **(4) 合意形成が必要な分野**

施策についてのルールづくりや計画を立案する場合には、その分野における専門知識や関心を持つ市民の意見を取り込むことで、より大きな効果を得ることができます。

【事例】奥州市総合計画の策定、自治基本条例の制定、協働のまちづくり指針の策定、多文化共生推進マスタープランの策定など

### **(5) 多くの市民の参画が望まれる分野**

広く市民の参画を呼びかけ、自己実現の場やそのきっかけを提供する事業は、市民が持つ多彩なネットワークを生かすことにより、多くの市民の参画を促すことができます。

【事例】環境美化活動、花苗植栽活動、地区まつり、郷土芸能まつり、各種講演会、イベントなど

**(6) 行政が取組んでいない先駆的な事業**

新たな行政課題に対して、市がこれまで取組んでこなかった事業に着手する場合、市に先駆けて取組んでいる市民が持つ知識やノウハウを生かすことで効果的な事業実施が可能となります。

【事例】医療通訳システム運用事業、「やさしい日本語」を活用した防災力強化事業など

## 施策編

### I 協働の推進 ～どう取り組んでいきますか？～

協働によるまちづくりを進めるため、市では、「協働のまちづくり指針《増補版》」に基づく協働推進施策を実践してきました。今回の改訂に合わせてそれぞれの施策の実践状況やその到達状況を検証した結果、狙いどおりの成果が得られた施策もあれば、残念ながら狙いどおりにはいかなかった施策もありました。

よって、協働のステージをステップアップさせ、地域づくり活動団体や市民公益活動団体などの「協働の担い手」が行う公益活動をさらに自立的、主体的、計画的、持続的なものとするため、今までに得られた成果はさらに伸ばす工夫、新たな成果を得る工夫を加えつつ、市が行う協働推進施策を改訂することとします。

#### 1 これまでの取組みの成果と課題

##### (1) 地域づくり活動の推進

###### 《主な成果》

- ア 協働のまちづくりアカデミーなどの協働の担い手育成事業により、新たな協働の担い手を着実に養成、輩出したこと。
- イ 市内全ての地区センターが地区振興会による管理（指定管理者制度）に移行したことにより、地域づくり活動の拠点を地域自らが管理する体制が整えられたこと。
- ウ 地域づくり活動支援特命室（地域づくり推進課地域支援室）の設置と職員配置により、地区づくり活動の中核である地区振興会との協働体制が整えられたこと。
- エ 地域運営交付金の交付、市民活動総合保障制度への加入により、安定的な地域（地区振興会）運営がなされたこと。
- オ 協働のまちづくり交付金、協働のまちづくり事業補助金の交付により、それぞれの特性を生かした主体的・計画的な地域づくり活動がなされ、各地域が地区振興会を中核とした地域自治の自立に向けて動き始めるとともに、その拠点である施設や設備の充実が図られたこと。

###### 《主な課題》

- ア 各地域における人口減少や高齢化に加え、協働のまちづくりアカデミー修了生と地域とがうまくつながることができず、地域づくり活動の担い手不足の解消とまでは至らなかったこと。
- イ 地区センター施設の管理運営のためのノウハウやスキルの蓄積がゼロである地区振興会に指定管理を委ねたところであるが、地区振興会の尽力により一定のノウハウやスキルの蓄積と継承はあるものの、地区振興会が自立しての運営は道半ばであること。
- ウ 地域づくり事業の棚卸しが進まず、従来からの事業の運営に多くの経営資源（ひと、もの、かね）が投入されているため、地域の将来を見据えた課題を的確に捉え、その解決に向けた取組みに進み切れていないこと。
- エ 他の協働の担い手との情報共有、情報交流・交換の場やツールが限定的であり、手本となる事例や参考となる情報が得にくく、他の協働の担い手と協働しての地域課題の解決に向けた取組みの実践が僅少であったこと。
- オ 地域運営に係る経営資源（特に「かね」）を地域自ら調達しようとする意識醸成のための体制の構築が困難であったこと。



## (2) 市民公益活動の推進

### 《主な成果》

- ア 地域課題の解決のための提案を持ち寄り、市と協働事業化に向けた話し合いを行う場である「協働の提案テーブル」の運用により、各課題の解決手法と役割分担などが明確となり、地域課題の解決に向け、より適切な協働事業となったこと。
- イ 「協働の提案テーブル」による話し合いの結果に基づき、市民提案型協働支援事業補助金制度を活用することなどにより、地域課題の解決に向けた取組みが活性化し、他団体の見本となる市民公益活動団体が生まれ始めたこと。
- ウ 平成18年に開設した「奥州市民活動支援センター」の今後のあり方について協働の担い手を交えて検討し、協働の担い手本位の市民活動支援センターのあり方が見いだせ、現在はその結果に沿って運用出来ていること。

### 《主な課題》

- ア 「協働の提案テーブル」は、市民提案型協働支援事業補助金制度に係る話し合いのほか、補助金制度以外の話し合いも行うことができるスキームとしていたが、補助金制度に係るものが多数を占めており、市全体にこの制度が浸透しきれていないとは言い難い状況であること。
- イ 市民提案型協働支援事業補助金制度の運用スキームが各コース（チャレンジ、コラボレーション、ステップアップ）とも同じとしたため、特にも設立して間もない団体にはその手続きが煩雑であり、活用しにくい制度と捉えられたことなどから、年々活用件数が減少していること。
- ウ 他の協働の担い手との情報共有、情報交流・交換の場やツールが限定的であり、手本となる事例や参考となる情報が得にくく、他の協働の担い手と協働しての地域課題の解決に向けた取組みの実践が僅少であったこと。
- エ 協働の担い手が行う公益活動支援のためのノウハウ、スキルの蓄積と継承がうまくいかず、市民公益活動団体が望む支援に適応できなかったこと。

## (3) 協働推進体制の整備

### 《主な成果》

- ア ワークショップ形式での意見交換会や研修会の開催状況、協働の提案テーブルの運用状況を見ると、協働の視点に立った話し合いがなされ始めており、市民への協働の意識が徐々に浸透していると感じられること。
- イ 自治基本条例推進委員会の指導助言により、市は広く市民意見を徴するため、従来型の市民参画手続き手法に加え、新たな手続き手法にチャレンジし、建設的な意見が提案され始めたこと。

### 《主な課題》

- ア 協働意識の醸成には、「協働の提案テーブル」への参画による実践が効果的であるが、参画できる協働の担い手と参画しにくい協働の担い手があり、その熟度には差が生じていること。
- イ 他の協働の担い手との情報共有、情報交流・交換の場やツールが限定的であり、手本となる事例や参考となる情報が得にくく、他の協働の担い手と協働しての地域課題の解決に向けた取組みの実践が僅少であったこと。
- ウ 行政計画の策定等に際し、市は多様な市民参画手続き手法により以前と比較して多くの市民意見を聴取できたが、その反映割合は決して高くないこと。
- エ 市財政の逼迫により、協働推進関係予算の安定確保が難しくなっていること。

## 2 これからの取組み

### (1) この指針が目指す姿 ～『つながる』～

「協働のまちづくり指針《増補版》」により取組んできた、協働の担い手における「自治自立を実現するための行動を選択する段階であることの意識醸成を図ること」については、一定の進捗があるものの、その定着までは至らなかったと史料されるため、引き続き取組んでいく必要があります。

協働の担い手の公益活動が、さらに自立的、主体的、計画的、持続的なものとなるためには、この意識醸成に加え、協働の担い手が相互に『つながり』ながら、それぞれが持つ強みやスキル、ノウハウを持ち寄り、それらを共有し、最大限生かしつつ、時には連携した形で実践していく意識をも醸成していくことが肝要です。

これまでは、他の協働の担い手との情報共有、情報交流・交換の場やツールが限定的であり、手本となる事例や参考となる情報が得にくく、協働の担い手同士の協働による取組みの実践が進展しにくい状況が見られました。

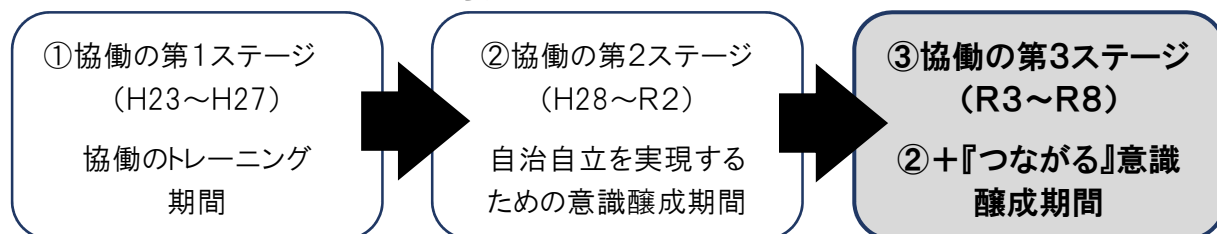
こうしたことから、この指針においては、「**協働の担い手が実践する公益活動が、組織の垣根を超えて『つながる』ことを強く意識した活動となること**」を目指し、市は協働の担い手とともに「協働の担い手同士」や「協働の担い手と市」が『つながる』きっかけを増やしていく取組みを進めていきます。

これらを意識して活動出来る協働の担い手が市内全域に数多く生まれることにより、多種多様な協働の担い手同士のネットワークの構築が図られ、地域課題の解決に「つなげる」こと、協働の担い手活動の活性化に「つなげる」こと、さらには、次代の協働の担い手に「つなげる」こと、に『つながる』取組みに昇華することを期待するものです。

加えて、市民や事業者がその姿に触発され、新たに地域づくり活動や市民公益活動に参画するなど、協働の担い手の底辺拡大への貢献が期待されるとともに、「協働によるまちづくり」が進み、市総合計画に掲げる「住んで良かったと実感できるまち」の実現に『つながる』ことができるものと考えています。

なお、令和8年度（現奥州市総合計画期間満了年度）を目途に市全体が目指す姿に『つながる』よう、市は以下に掲げる協働推進施策を協働の担い手とともに展開していきます。

#### 《協働のまちづくり指針が目指す姿》



## 《協働のまちづくり指針が目指す姿『つながる』これまでの事例》

### ◎地域づくり活動団体と市民公益活動団体が『つながる』！

地区内で初の「花火の打ち上げ」を目指す「稲瀬振興会」と「打ち上げ花火」の経験を持つ「江刺藤里ファイヤーワークス」とが『つながる』！

実施に際しての許認可等クリアしなければならない事項が整理され、当日は、円滑に、そして華やかに実施されました。

### ◎市民公益活動団体と地域づくり活動団体が『つながる』！

地域とつながった活動を望む「奥州めぐみネット」と、地域の自然や歴史に触れながら地域課題を共有し、考える機会を創出したい「米里振興会」とが『つながる』！

多くの地域住民の参加のもと、地域の自然や歴史に触れながら、公共交通などの地域の課題について考えるきっかけ、地域に根差した活動にもなりました。

### ◎地域づくり活動団体と地域づくり活動団体が『つながる』！

地区内で初の「夏まつり」の開催を目指す「伊手振興会」と既に「夏まつり」を開催している「姉体町振興会」とが『つながる』！

夏まつりを実際に視察し、意見交換を行うなどし、開催に向けた課題等が整理され、開催に向けた構想が固まりつつあります。

### ◎地域づくり活動団体と地域づくり活動団体が『つながる』！

地域の若者交流機会と地域人口の減少に悩む「前沢地区連合振興会」と地域の過疎化に危機感を覚える「北股地区振興会」とが『つながる』！

それぞれの地域資源を融合させ、2つの協働の担い手がつながったからこそ生まれた仕掛けでの「出会い支援事業」を開催し、結婚へと導くなどの成果を挙げました。

### ◎市民公益活動団体と市民公益活動団体が『つながる』！

障がい児を対象とした「サッカー教室」の開催を目指す「NPO 法人シチズンスポーツ奥州」と障がい児支援のノウハウを持つ「NPO 法人こぼ」とが『つながる』！

それぞれが持つ「ノウハウ」や「強み」を融合させ、参加者の安全が十分確保された、スポーツの楽しさを伝えることができたイベントとなりました。

### ◎その他の『つながる』！

・白山地区振興会と NPO 法人いわて地域づくり支援センターが『つながり』、地区コミュニティ計画の改訂を進めています。

・北股地区振興会と岩手県立大学が『つながり』、ワークキャンプ（ボランティア活動）を開催しています。

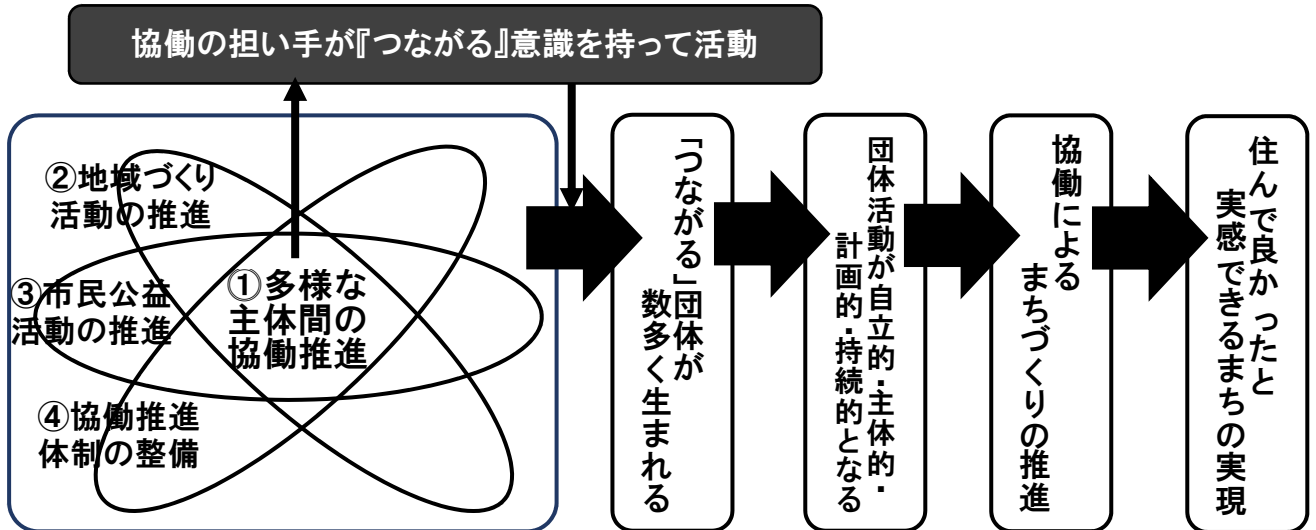
・ひめかゆ協力会と（株）ひめかゆが『つながり』、ひめかゆ温泉前のフラワーガーデンを再生しています。

※地区振興会の内部組織として「課題解決型特命チーム」を結成し、振興会本体と連携した、地域課題の解決に向けた取組みを実践しています。（真城地区振興会（ちーむやなぎ（仮））、生母地区振興会（もたい元気の会、赤生津活性化協議会））

## (2) 目指す姿に『つながる』ための市の取組み（協働推進施策）

市では、市全体が「目指す姿」となり、その「姿」が持続的なものとなるよう、「多様な主体間の協働推進」を重点テーマに据え、「地域づくり活動の推進」、「市民公益活動の推進」、「協働推進体制の整備」を加えた4本の柱を協働推進施策として掲げ、それら施策に基づく各種事務・事業に取り組めます。

### 《協働推進施策のイメージ図》



※「多様な主体」とは、協働の担い手のほか、当市に関わる全ての団体・個人を指します。

### 《協働推進施策一覧》

施策（大分類）	施策（小分類）
① 多様な主体間の協働推進	ア 協働の担い手育成の強化
	イ 情報提供と情報共有の充実
	ウ 主体間の相互交流の活性化
② 地域づくり活動の推進	エ 自立した地域運営への誘導
	オ コミュニティ計画の促進
	カ 地区づくり活動拠点施設管理の適正化
	キ 自治集会施設の環境維持
③ 市民公益活動の推進	ク 市民公益活動の活性化
	ケ 市民活動支援センター機能の拡充
④ 協働推進体制の整備	コ 市職員の協働意識の高揚
	サ 協働の提案テーブルの機能向上
	シ 市政への市民参画機会の充実
	ス 協働推進のための関連経費の確保

### (3) 市の取組みの具体的内容

#### ① 多様な主体間の協働推進

##### ア 協働の担い手育成の強化

協働の担い手が市内の各地域において、地域課題の解決のための持続的活動ができるよう、経験や分野別など、それぞれのステージに応じた各種研修や、『つながる』意識を醸成する研修等を開催し、協働の担い手の育成と地域と『つながる』きっかけづくりに取り組めます。

実践する主な事務事業名	新規/継続/見直し
協働のまちづくりアカデミー（初級編）開講事業	見直し
協働のまちづくりアカデミー（『つながる』編）開講事業	新規
協働推進スキルアップ研修開催事業	見直し

##### イ 情報提供と情報共有の充実

市民の協働に対する理解と実践意識の浸透、公益活動の活性化に資する情報の提供と協働の担い手同士の『つながる』意識の醸成を進めるため、協働による取組み事例の発表の場の開催、情報誌やSNSでの情報発信に取り組めます。

実践する主な事務事業名	新規/継続/見直し
協働のまちづくりフォーラム開催事業	見直し
地区振興会長等研修会開催事業	見直し
情報誌や市広報による協働の担い手の活動内容紹介事業	継続
市公式ホームページ等を活用した情報発信事業	継続
公共施設等への公益活動情報ブースの整備	新規

##### ウ 主体間の相互交流の活性化

協働の担い手の『つながる』意識の醸成と相互連携による地域課題の解決に向けた取組みの促進、協働の担い手の公益活動が自主的、主体的、計画的、持続的となるため、協働のまちづくりアカデミー修了生や協働の担い手らが実施する公益活動をサポートする体制の整備と協働の担い手相互の『つながる』きっかけを増やす取組みを進めます。

また、市民の協働の担い手の活動への関心を高め、一人ひとりが協働によるまちづくりの主役であることの意識を浸透させ、地域づくり活動や市民公益活動への参画を促すため、協働による実践活動を知るための場づくりに努めます。

実践する主な事務事業名	新規/継続/見直し
協働の担い手との協働での公益活動サポート体制の整備	新規
（仮称）『つながる』フェスタ開催事業	新規

## ② 地域づくり活動の推進

### エ 自立した地域運営への誘導

新型コロナウイルス感染症対策を念頭に入れた新たな活動様式の模索を含めた地域主体の地域づくり活動を促進し、自立した地域運営へ誘導するため、その中核である地区振興会の運営に要する経費について、今後も引き続き財政支援をするとともに、市の各地区担当職員との連携体制の強化に取り組めます。

実践する主な事務事業名	新規/継続/見直し
地域づくり活動推進スキルアップ研修開催事業	見直し
地域運営交付金制度の運用	見直し
各地区担当職員との連携	継続

### オ コミュニティ計画の促進

地域自らが地域課題を認識して地区コミュニティ計画を策定し、計画的にその解決に向けた活動に取り組むことで、地域の自立性や主体性を育むことを目的に交付している「協働のまちづくり交付金」は、令和2年度までの時限措置された施策です。しかし、この取組みは、さらに時間を要するとの判断から、令和3年度から5か年間継続するほか、地区振興会が、「ひと」、「もの」、「かね」といった地域運営に係る経営資源を自己調達するための「経営力」を備えるため、「地域運営自立チャレンジ補助金制度」を創設、運用します。

実践する主な事務事業名	新規/継続/見直し
協働のまちづくり交付金制度の運用	見直し
地域運営自立チャレンジ補助金制度の創設と運用	新規

### カ 地域づくり活動拠点施設管理の適正化

地域の自治自立に向けた取組みとして、地域づくり活動の拠点である地区センターを地域自ら管理運営する指定管理者制度について、平成28年度から選択導入を進め、現在は、市内全ての地区センターが地域づくり活動の担い手である地区振興会による運営となりました。

地域づくり活動の拠点として、地域住民が安心して利活用できるよう、今後もその管理に係る必要経費の適正な算定と支援体制の見直しを進め、当該施設の適正な維持管理に努めます。

実践する主な事務事業名	新規/継続/見直し
地区センター施設（指定管理施設）の適正管理	継続

### キ 自治集会施設的环境維持

地域住民の最も身近な活動拠点である自治会・町内会等が設置する自治集会施設の適正な維持管理を支援します。

実践する主な事務事業名	新規/継続/見直し
集会施設整備費補助金制度の運用	継続
コミュニティ助成事業補助金制度の運用	継続

### ③ 市民公益活動の推進

#### ク 市民公益活動の活性化

地域課題の解決につながる市民公益活動を支援するとともに、市民公益活動団体の『つながる』意識を醸成し、情報共有、相互交流、世代交代による活動の継承を円滑に進めるため、「市民提案型協働支援事業補助金制度」を継続します。継続に当たっては、協働の担い手同士が『つながる』ための後押しとなるよう、多くの協働の担い手が活用したいと思える制度に見直し、適正運用に努めます。

実践する主な事務事業名	新規/継続/見直し
市民提案型協働支援事業補助金制度の運用	見直し

#### ケ 市民活動支援センター機能の拡充

市民公益活動支援の拠点として「奥州市民活動支援センター」を設置し、各種相談対応、市民に対する市民公益活動の啓発、情報交換、交流連携促進の場の提供などの業務を行っています。

現在は、市民活動支援コーディネーターを配置し、直営で運営していますが、コーディネーターを含んだ市民活動サポート組織を中心に、協働推進、『つながる』意識の醸成のための啓発活動、人材育成、相互のネットワークやコーディネートなど、市民公益活動のサポート機能をさらに拡充します。

実践する主な事務事業名	新規/継続/見直し
市民活動支援コーディネーターの配置	継続
市民公益活動関係情報の発信と相談対応	継続
市民公益活動サポート組織と連動した市民公益活動支援	新規
市民公益活動スキルアップ研修開催事業	見直し

### ④ 協働推進体制の整備

#### コ 市職員の協働意識の高揚

協働によるまちづくりを着実に進めるには、市としても全庁を挙げて取り組む必要があることから、協働推進の担当部署に総合調整機能を持たせることに加え、全庁横断的な連絡調整の役割を果たす「協働のまちづくり推進本部」を設置しながら進めます。

また、各担当部署には同本部付で「協働のまちづくり推進員」を配置し、推進員が中心となって、全ての職場、職員に対する協働意識の更なる浸透と『つながる』意識の醸成に努めます。

実践する主な事務事業名	新規/継続/見直し
協働のまちづくり推進本部の運営	継続
各課等への協働のまちづくり推進員の配置	継続
協働のまちづくり推進員研修開催事業	見直し
人事評価制度による職員の協働意識の高揚	新規

#### サ 協働の提案テーブルの機能向上

「協働の提案テーブル」は、協働の担い手や市の協働意識を醸成するとともに、協働の担い手同士の信頼関係を構築し、協働による地域課題の解決を図ることを目的として、協働事業化に向けての話し合いを行う場として設置しているものです。

そのほか、協働の担い手らを『つなげる』役割を果たすこともできることから、その機能を向上させるための見直しを図り、その適正運用に努めます。

実践する主な事務事業名	新規/継続/見直し
協働の提案テーブル制度の運用	見直し

#### シ 市政への市民参画機会の充実

市民参画の対象となる行政施策について、広く市民の意見を反映させるため、各種委員会・審議会等の設置、パブリック・コメント、市民説明会、意向調査などの市民参画手続きについて、自治基本条例推進委員会の意見を踏まえながら、適正な運用に努めます。

また、市民参画手続手法も変化していることから、それらに関する研修会を開催するなど、適時適切な手法となるよう取組みます。

実践する主な事務事業名	新規/継続/見直し
自治基本条例推進委員会の運営	継続
市民参画手続研修開催事業	新規

#### ス 協働推進のための関連経費の確保

市財政の逼迫は、協働推進のための経費の確保にも影響を及ぼしています。

安定的に協働推進施策を実践していくためには、一定の財源を確保していく必要があることから、毎年度実施する行政評価結果に基づく協働推進施策の最適化に加え、企業版ふるさと納税制度の導入検討等、新たな財源確保の取組みについて検討します。

実践する主な事務事業名	新規/継続/見直し
協働推進施策の検証と見直し	継続
企業版ふるさと納税制度等の導入検討	新規

## II 協働のまちづくり指針<<改訂版>>の取扱い

この指針は、奥州市総合計画の部門別計画の位置づけであることから、総合計画の策定期間に合わせて検証し、必要に応じて見直しや増補を行います。また、その時々々の社会情勢や時代背景の変化、さらには、本指針に基づく各種施策の実践による成果や新たに生じる課題等に応じて、随時見直しや増補を図ることとします。